

介護保険料および後期高齢者医療保険料 普通徴収納期限・口座振替日

納期		納期限	口座振替日	備考
2019年	4月	5月7日(火)	5月7日(火)	仮徴収
	6月	7月1日(月)	6月27日(木)	仮徴収
	8月	9月2日(月)	8月27日(火)	本徴収
	10月	10月31日(木)	10月28日(月)	本徴収
	12月	12月25日(水)	12月20日(金)	本徴収
2020年	2月	3月2日(月)	2月27日(木)	本徴収
	3月	3月31日(火)	3月27日(金)	随期分
	4月	4月30日(木)	4月27日(月)	随期分

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、次のようになります。原則として年金額が年額18万円以上の人は、年金受給月(4、6、8、10、12、2月)に年金から天引きされます。(特別徴収)

ただし、①年金額が18万円未満である

- ②年度途中で他の市区町村から転入された人
- ③修正申告や減免により年度途中で保険料が増額または減額になった人
- ④年度途中で65歳(介護保険)または75歳(後期高齢者医療保険)になった人
- ⑤年金担保貸付金を返済中、または貸付開始された人

は納付書による納付(普通徴収)となり、納期限および口座振替日は上記表のとおりとなります。(口座振替の場合は、取り扱い金融機関でのお申し込みが必要です。)

※②③④により普通徴収となっている人は、一定期間後(おおむね6カ月後)年金からの天引き(特別徴収)になります。なお、納付方法変更の場合は、事前にお知らせを送付しますので、ご確認をお願い致します。

〈問い合わせ〉健康推進課 TEL(67) 2704

平成31年度

「高齢者のよい歯の「ソックール」募集

80歳以上で、歯が20本以上ある健康な高齢者を募集しています。

■対象者

4月1日現在、満80歳以上で自分の歯が20本以上ある健康な高齢者(ただし、前回までの県大会出場者は除く)

■実施方法

右記対象者に該当すると思う人は阿蘇郡市歯科医師会会員の歯科医院に申し込むと、無料で診査が受けられます。

■実施期間

6月3日(月)～6月14日(金)
(ただし、日曜日は除く。土曜日は歯科医院により異なるためお問い合わせください。)

■選出方法

①歯科医院における診査

※8020を達成している人には、歯科医師会から後日表彰状と賞品が贈られます。

②各郡市歯科医師会による選出
※各歯科医院で診査された8020を達成している人の中から、代表者1人を選出し県大会に推薦されます。

〈県大会〉

各郡市歯科医師会からの代表者を書類診査し被表彰者を選出。県大会で、最優秀者には熊本県賞(1人)、以下、県歯科医師会賞(2～3人)、8020優秀賞(若干名)を贈呈し、歯の祭典等において次年度表彰が行われる予定です。

〈問い合わせ〉

阿蘇郡市歯科医師会会員の歯科医院
または
健康推進課 TEL(67) 2704

